

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	根拠法令等	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1162	11621060	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る。このため、同法第22条中「政令で」とあるのを「市町村の条例で」と改める。	社会経済情勢の変化に対応した柔軟な行政運営を展開する。	補助金により取得した財産の主な利用者は、当該地域の住民であることから、補助金の財源が貴重な国民の血税であるとはいえ、当該地域の実情により、当該自治体住民の代表者で構成する議会の承認を得て、補助目的外の処分を決定することは、現下の急変する社会環境に迅速に対応するとともに、危機的な財政状況の改善のためにも有益である。また、地域再生プログラムにおいても、一部において補助金施設の活用について規制が緩和されており、さらに、国税であることを根拠とする国の管理は、現在国が進めている「三位一体改革」の方針に反するものと考えられるため。	補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	真の地方分権を推進し、危機的財政状況や少子高齢社会、人口減少時代に対応するため、地域特性を活かした効率的かつ効果的な行政運営を行うため、地方の自主、自立の最大の障害である全国一律に規定されている市町村長の必置や教育委員会の必置規定の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方の解放を求める。
1207	12072010	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援	廃校校舎等の有効活用を公共用に活用することが難しく、地域経済・地域活力・地域雇用につながる民間事業者参入をもって有効活用するときは、その廃校施設が、国庫補助金・地方債等で整備され、国庫補助金の返納・地方債の繰上償還・今後の施設維持管理費が生じる場合については、廃校校舎等を民間事業者到有償で貸付けられる場合においても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置の拡大をお願いします。	学校統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間事業者への有償貸付け 旅館・レストラン・事務所・工場等施設	学校統廃合に伴い国庫補助金を受けて建築した廃校校舎等施設の有効活用	公立学校施設整備費補助金交付要綱 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成9年文部省教育助成局長通知)	熊本県	熊本県山都町	統廃合に伴う廃校校舎等施設の民間事業者参入による地域活性化計画	過疎化の進行と相俟って少子化が進行する中、平成18年度には14校が廃校施設となる見込みです。14校もある有用な施設を放置することは、今までの社会資本整備を無駄にすることになります。 過疎の町としては14校すべてを公共用に活用することが難しい現状にあり、民間事業者の参入をも得て有効活用することが、地域経済・地域活力・地域雇用につながると考えますので、処分制限期間内の廃校校舎等施設を民間事業者到有償で貸付ける場合であっても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置をお願いし、民間事業者参入のもと地域の活性化につなげたい。

